

中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定

協定締結日 昭和44年9月1日

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく東京消防庁並びに神奈川県相模原市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県大月市、山梨県上野原市、山梨県南都留郡富士河口湖町、山梨県南都留郡西桂町及び山梨県富士五湖広域行政事務組合（以下「協定市町等」という。）の消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、高速自動車国道中央自動車道東京富士吉田線（以下「中央高速道路」という。）における大規模な火災又は集団災害（以下「災害」という。）が発生の際協定市町等の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 協定市町等の長は、中央高速道路における災害処理のため、災害の発生地の長から応援の要請があつた場合は、別表の区域について相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行なうものとする。

第4条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は災害発生地の現場の最高指揮者の指揮の下に行動するものとする。

第5条 応援出動隊の長は消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した通常的経費及び事故等により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の実施について、疑義を生じたときはそのつど応援側、被応援側が協議して決定するものとする。

第9条 この協定を証するため正本9通を作成し、協定市町等がそれぞれ1通を保管するものとする。

第10条 協定市町等の相互間において、この協定以外に中央高速道路についての消防相互応援協定を締結している場合は、この協定以外の協定により消防相互応援を行なうものとする。

付 則

この協定は昭和４４年９月１５日から効力を生ずる。

昭和４４年９月１日

東京消防庁消防長消防総監	大川 鶴二
神奈川県津久井郡藤野町町長	山下 茂市
神奈川県津久井郡相模湖町町長	坂本 是成
山梨県富士吉田市市長	堀内 昇
山梨県都留市市長	前田 清明
山梨県大月市市長	志村 寛
山梨県南都留郡河口湖町町長	井出 公済
山梨県南都留郡西桂町町長	前田 正義
山梨県北都留郡上野原町町長	倉田 喜好

【改正】

付 則

この協定は、昭和４９年２月６日から効力を生ずる。

昭和４９年２月６日

東京消防庁消防長消防総監	大川 鶴二
津久井郡広域行政組合組合長	山下 茂市
山梨県富士吉田市市長	石原 茂
山梨県都留市市長	富山 節三
山梨県大月市市長	志村 寛
山梨県南都留郡河口湖町町長	渡辺 才助
山梨県南都留郡西桂町町長	榎田 邦夫
山梨県北都留郡上野原町町長	倉田 喜好
山梨県富士五湖消防組合管理者	石原 茂

附 則

この協定は、平成１８年３月２０日から効力を生ずる。

平成１８年３月１６日

東京消防庁消防総監	関口 和重
神奈川県相模原市長	小川 勇夫
山梨県富士吉田市市長	萱沼 俊夫
山梨県都留市長	小林 義光
山梨県大月市長	西室 覚
山梨県上野原市長	奈良 明彦
山梨県南都留郡河口湖町長	小佐野 常夫
山梨県南都留郡西桂町長	前田 勝弘
山梨県北都留郡上野原町町長	倉田 喜好
山梨県富士五湖広域行政事務組合 代表理事	萱沼 俊夫

附 則

この協定は、平成１８年１２月１３日から効力を生ずる。

平成１８年１２月１３日

東京消防庁消防総監	関口 和重
神奈川県相模原市長	小川 勇夫
山梨県富士吉田市長	萱沼 俊夫
山梨県都留市長	小林 義光
山梨県大月市長	西室 覚
山梨県上野原市長	奈良 明彦
山梨県南都留郡富士河口湖町長	小佐野常夫
山梨県南都留郡西桂町長	前田 勝弘
山梨県富士五湖広域行政事務組合	
代表理事	萱沼 俊夫

別表

東京消防庁側の応援区域 東京都と神奈川県との境界から河口湖インターチェンジの間
相模原市側の応援区域 神奈川県と東京都との境界から八王子インターチェンジの間及び神奈川県と山梨県の境界から河口湖インターチェンジの間
富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、富士河口湖町、西桂町及び富士五湖広域行政事務組合側の応援区域 山梨県と神奈川県の境界から八王子インターチェンジの間